

民生委員・児童委員名簿(敬称略)

任期 令和7年12月1日～令和10年11月30日

氏名	担当区域
森下 清湖	中1丁目2～5番
関根 君子	中1丁目6～13番
※ 調整中	中1丁目1・14～18番・中4丁目1～5・14・15番
上村 京子	中2丁目
阿部 幸子	中3丁目3～7・13～17番
※ 調整中	中3丁目1・2・8～12番・18～20番
田島 ゆかり	中4丁目6～13・16番
※ 調整中	中4丁目17～26番
橋本 裕	中5丁目12～21番
福元 恒夫	中5丁目6・7の一部・11・28・30～35・37・38番・下川崎765・766
玉村 幸代	中5丁目1・7の一部・8～10番
柏谷 真知子	中5丁目2～5・7の一部・36・西1丁目1～2・3の一部・4・5の一部・大字幸手の一部
丸尾 明子	西1丁目3の一部・5の一部・6～16番
※ 調整中	西1丁目の一部・西2丁目・大字幸手の一部
※ 調整中	北1丁目1～3番
※ 調整中	北1丁目19～26番・大字幸手の一部
※ 調整中	北1丁目7～11番
※ 調整中	北1丁目4～6・12～18番
眞中 幹夫	北2丁目
市川 照夫	北3丁目・権現堂の一部
※ 調整中	東1丁目1・2・6～10・17～26番
石川 博子	東1丁目3～5・11～16・27～33番
久野 理奈	東2丁目1～9・16～31番
秋葉 孝城	東2丁目10～15・32～41番
佐久間 真海	東3丁目3～7・13～18・28～30番・東3区の一部
※ 調整中	東3丁目1・2・8～12・19～27番・東3区の一部
後藤 昌江	東4丁目1～20番
麦倉 清一	東4丁目21～28番・東4区
大谷 晋	東5丁目1～11番
※ 調整中	東5丁目12～22番・東5区
※ 調整中	香日向1丁目
川島 敬一	香日向2丁目1～18番
田中 文子	香日向2丁目19～33番
※ 調整中	香日向3丁目
神橋 信之	香日向4丁目
※ 調整中	中川崎
秋谷 千賀子	下川崎C・D地区
高木 康夫	中5丁目22～29番・下川崎A・B地区
眞中 一夫	千塚
※ 調整中	千塚団地
稻葉 洋一	松石
田口 政雄	円藤内
長谷川 嘉江	高須賀・外国府間
木村 二葉	内国府間

※調整中の区域については、決まり次第お知らせします。

※民生委員・児童委員の連絡先を知りたい場合は、下記までお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課☎(42)8435・Fax(43)5600

氏名	担当区域
諸高 佳代	南1丁目・上高野1丁目450～570
渡邊 美和	南2丁目1～3番
竹内 次男	南2丁目4～7番
白石 むつみ	南3丁目14～26番
大岡 伊左生	南3丁目1～4番
成田 寛	南3丁目5～13番
蟹江 洋介	南団地・ライオンズマンション幸手
落合 恵美子	慶作の一部・チサンマンション
小川 尚美	南2丁目8～22番・上高野の一部
※ 調整中	茨島
折原 正一	大蔵・織部
※ 調整中	上高野1丁目1～27番
八重樫 三恵子	緑台1丁目24～48・54・55番・大字幸手の一部
三與木 嘉代子	緑台1丁目50～53・61～80番
森岡 マサイ	緑台1丁目1～23・56～60番
鳥羽 操	緑台2丁目・東2区
網野 幸子	栄1番
※ 調整中	栄2番1～7
石黒 祥子	栄2番8～14
西田 三枝子	栄3番2～5・8・10
熊倉 初江	栄3番11～16
細川 壽江	栄4番1～8
※ 調整中	栄4番9～14
関口 恵美子	栄4番15～22
※ 調整中	栄5番1～6
※ 調整中	栄5番7～12・栄7番
※ 調整中	栄6番1～12
稻垣 仁美	権現堂の一部・上吉羽
熊倉 仁一	木立・神明内
大久保 千津子	一ツ谷・東川・上沢・下沢・南杉山・北杉山・細野
小谷 和子	中瀬・高須賀本田・高須賀新田・六軒・下宇和田
関野 きみ子	仁階・菅島・九郎右工門・中新田・三田
服部 初江	上宇和田・下吉羽
田沼 和男	西閑宿・花島・中島・楳野地
小川 肇	戸島(上戸・安戸・中原・浮合)
中島 敏博	見立団地・吉野・吉野1丁目・東1区(大字幸手5264～5541)
小沼 昌雄	天神島・平須賀
前田 繁実	天神轡瀬・赤木・神扇・外郷内
海老原 初枝	平野・中野・長間

●●●●● 主任児童委員(敬称略) ●●●●●

民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員がいます。

氏名	担当区域
剣持 千栄子	幸手中学校区
小栗 ひろ子	幸手中学校区
久保田 ミチエ	西中学校区
衣川 陽子	西中学校区
畠尻 奈保美	旧栄中学校区
米田 多希子	旧栄中学校区
黒川 翔太	東中学校区
黒土 明穂	東中学校区

民生委員・児童委員は 私たちの身近な相談相手です

お住まいの地域に、「民生委員・児童委員」と呼ばれる人たちがいることをご存じですか？

地域の身近な相談相手として、それぞれの担当区域の中で、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとの相談、介護や子育ての悩みに関する相談にのっています。民生委員法により、守秘義務が課されており、相談内容の秘密は守られます。

また、地域福祉の担い手として、高齢者や障がいのある人の安否確認や見守りを行うほか、社会福祉施設への訪問、社会福祉協議会と連携しての赤い羽根共同募金街頭募金運動など、さまざまな活動を行っています。

◆幸手市の民生委員・児童委員になってみませんか？◆

「民生委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねています。さらに、児童委員の中から「主任児童委員」が選ばれ、児童福祉に関する仕事を専門に担当します。地域住民であるみなさんと同じ立場で相談にのり、行政とのパイプ役として、見守りや声かけ、訪問などを通して必要な福祉サービスや関係機関へつなぎます。

幸手市民生委員・児童委員協議会では、地域に寄り添いながら活動する民生委員・児童委員を募集しています！

◆民生委員・児童委員になるには◆

- 年齢は原則として、78歳未満
- 社会福祉活動に理解があり、実際に活動できる人
- 相談内容や個人の秘密を守れる人 など

市に設置された民生委員推薦会で審査し、その後知事に推薦、知事は厚生労働大臣に推薦します。これを受け、厚生労働大臣が決定し委嘱します。任期は一期3年となります。

◆民生委員・児童委員の活動について◆

- 活動内容は、社会調査、住民からの相談、住民への情報提供、調整、生活支援、行政への意見具申など広範にわたりますが、市行政機関の窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携しながら、市民一人ひとりの声を聞くことを第一に活動を行っています。
- 給与の支給はなくボランティアとしての活動になります。ただし、活動に必要な交通費や研修費は支給されます。

さらに詳しい内容については下記担当までお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課☎(42)8435・Fax(43)5600